

イ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇 格の場合	特2級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8

49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	34	34	6	34	18
59	35	35	7	35	19
60	36	36	8	36	20
61	37	37	9	37	21
62	37	38	10	38	22
63	38	39	11	39	23
64	38	40	12	40	24
65	39	41	13	41	25
66	39	42	14	42	26
67	40	43	15	43	27
68	40	44	16	44	28
69	41	45	17	45	29
70	41	46	18	46	30
71	42	47	19	47	31
72	42	48	20	48	32
73	43	49	21	49	33
74	43	50	22	50	34
75	44	51	23	51	35
76	44	52	24	52	36
77	45	53	25	53	37
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	
80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	61	
87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	
92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	54	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	69	
99	56	75	47	70	
100	56	76	48	70	

101	57	77	49	71	
102	57	78	49	71	
103	58	79	50	72	
104	58	80	50	72	
105	59	81	51	73	
106	59	81	51	73	
107	60	82	52	74	
108	60	82	52	74	
109	61	83	53	75	
110	61	83	53		
111	61	84	54		
112	61	84	54		
113	62	85	55		
114	62	85	55		
115	62	86	56		
116	62	86	56		
117	63	87	57		
118	63	87	57		
119	63	88	58		
120	63	88	58		
121	64	89	59		
122	64	89	59		
123	64	90	60		
124	64	90	60		
125	65	91	61		
126	65	91	61		
127	65	92	61		
128	65	92	61		
129	65	93	62		
130	65	93	62		
131	65	94	62		
132	66	94	62		
133	66	95	63		
134	66	95	63		
135	66	96	63		
136	66	96	63		
137	66	97	64		
138	66				
139	67				
140	67				
141	67				
142	67				
143	67				
144	67				
145	67				
146	68				
147	68				
148	68				
149	68				
150	68				
151	68				
152	68				
153	69				

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(一)の項中「三級」を「三級及び特二級」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第三条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級	
	号給							
再任用職員及び任付職員以外の職員	1	～ 4	2,000 円	2,500 円	3,500 円	5,100 円	6,800 円	
	5	～ 8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900	
	9	～ 12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100	
		13	～ 16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
		17	～ 20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
		21	～ 24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
		25	～ 28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
		29	～ 32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
		33	～ 36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
		37		2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
		38	～ 40	2,900	3,800	5,300	6,400	
		41	～ 44	3,100	4,100	5,400	6,600	
		45	～ 48	3,200	4,300	5,600	6,800	
		49	～ 52	3,300	4,500	5,700	6,900	
		53	～ 56	3,400	4,800	5,800	7,000	
		57	～ 60	3,500	4,900	6,000	7,100	
		61	～ 64	3,600	5,100	6,100	7,200	
		65	～ 68	3,700	5,300	6,300	7,300	
		69	～ 72	3,800	5,400	6,400	7,400	
		73	～ 76	3,900	5,500	6,500	7,500	
		77		4,000	5,600	6,700	7,500	
		78	～ 80	4,000	5,600	6,700		
		81	～ 84	4,100	5,800	6,800		
		85	～ 88	4,100	5,900	6,900		
		89	～ 92	4,200	6,100	6,900		
		93	～ 96	4,300	6,200	7,000		
		97	～ 100	4,400	6,300	7,200		
		101	～ 104	4,400	6,400	7,200		
		105	～ 108	4,500	6,500	7,200		
		109		4,500	6,600	7,300		
		110	～ 112	4,500	6,600			
		113	～ 116	4,600	6,700			
		117	～ 120	4,700	6,800			
	121	～ 124	4,700	6,900				
	125	～ 128	4,800	6,900				
	129	～ 132	4,900	6,900				
	133	～ 136	4,900	7,000				
	137		4,900	7,100				
	138	～ 140	4,900					
	141	～ 144	5,000					
	145	～ 148	5,100					
	149	～ 152	5,100					
	153		5,100					
再任用職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	
任期付職員							2,500	

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表口の表第五号区分の項第八号中「三級」を「特二級又は三級」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後において教育職給料表(一)の職務の級特二級から三級に職員を昇格させる場合において、その者を昇格させる日に、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)(第二十三条第一項の規定によりその者が受けることとなる昇格後の号給が、その者が教育職給料表(一)の職務の級二級から特二級に昇格した日に教育職給料表(一)の職務の級二級から三級に昇格し引き続き三級に在級していたものとみなして新規則の規定を適用した場合に当該昇格させる日の前日に受けることとなる号給(以下「基準号給」という。)を超えるときは、当分の間、新規則第二十三条第一項の規定にかかわらず、基準号給をもってその者の職務の級三級昇格後の号給とする。

3 教育職給料表(一)の職務の級特二級から三級に職員を昇格させる場合における号給の決定について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。

4 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成二十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(二)」に改める。

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の十第一項中「であつて職員と同居しているもの」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の十第一項中「であつて職員と同居しているもの」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

●平成二十三年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員について

平成二十三年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員を次のとおりとする。

平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成23年度山梨県警察官採用試験採用予定人員

試験の区分		試験職種	採用予定 人員	試験案内 ・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格 発表日
警察官 採用試験A	第1回	男性	50名 程度	3月23日(水)	3月23日(水) ～ 4月22日(金)	5月8日(日)	7月22日(金)
		女性	4名 程度				
	第2回	男性	18名 程度	7月8日(金)	7月20日(水) ～ 8月19日(金)	9月18日(日)	12月2日(金)
		男性 /武道指導	2名 程度				
		女性	2名 程度				
	警察官 採用試験B	男性	17名 程度				
女性		2名 程度					

※ 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がある。

※ 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は県のホームページ又は各試験案内で確認すること。

● 第七十七回（平成二十三年度）山梨県警察官A採用試験の実施について
第七十七回（平成二十三年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官A	男性	50名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	4名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官A	男性	昭和56年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成24年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成24年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成23年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和56年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成23年3月23日(水)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成23年3月23日(水)から平成23年4月22日(金)まで(土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成23年3月23日(水)から平成23年4月22日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	平成23年3月23日(水)から平成23年4月22日(金)まで	平成23年4月22日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成23年3月23日(水)から平成23年4月15日(金)まで	平成23年4月15日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成23年5月8日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	平成23年5月28日(土)、29日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
第3次試験	平成23年7月5日(火)、6日(水)	甲府市内 (第2次試験合格通知書で指定する。)

5 試験方法

区分	試験種	配点	内 容
第1次試験	教養試験	40	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈
	資格加点	武道 5 英語 5	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う。
第2次試験	身体検査	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。
	体力試験	20	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ・（財）日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
	人物試験Ⅱ	20	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。
第3次試験	第1次試験日に実施		
	論文試験	20	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
	第2次試験日に実施		
	人物試験Ⅰ	50	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。
	人物試験Ⅱ		社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。
身体検査	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

- (1) 身体検査の項目等は、別掲のとおりとする。
- (2) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (3) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。

6 合格者の発表

- (1) 合格発表日

第1次試験合格者発表	平成23年5月13日（金）
第2次試験合格者発表	平成23年6月10日（金）
最終合格者発表	平成23年7月22日（金）
- (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の給料月額（初任給）は、大学卒の場合204,500円（平成23年4月1日現在）である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。給料月額（初任給）は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。

(3) 詳細は、「平成23年度山梨県警察官A採用試験（第1回）案内」による。

別掲 身体検査項目

検査項目	基準	
	警察官A（男性）	警察官A（女性）
第2次試験 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160cm以上であること 47kg以上であること 78cm以上であること 職務遂行上支障がないこと	155cm以上であること 43kg以上であること 職務遂行上支障がないこと
第3次試験 視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること	
色覚	職務遂行上支障がないこと。	
聴力	正常であること	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること	

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則の一部を改正する規則

山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則（昭和三十五年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「口座振替の方法又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「変死人」を「検視、死体取扱い等」に改める。

第三十二条の二第一項中「及び富士吉田警察署」を「、日下部警察署、富士吉田警察署及び大月警察署」に改める。

別表第一 生活環境の部生活安全捜査室の款中

サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策
----------	----------

サイバー犯罪対

を
サイバー犯罪

策	サイバー犯罪捜査
---	----------

に改め、同表捜査第一の部中

強行犯

第二	強行犯第三	強行犯第四	強行犯第五
----	-------	-------	-------

を

特命	強行犯第二	強行犯第三	強行犯第四	強行犯第五
特命第一	強行犯第二	強行犯第三	強行犯第四	強行犯第五
特命第二	強行犯第二	強行犯第三	強行犯第四	強行犯第五

に改め、同

表高速道路交通警察隊の部中

画	庶務・企画
---	-------

に改める。

庶務・企画

を

庶務・企画

附 則

この規則は、平成二十三年三月十一日から施行する。